

「北アルプス・安曇野湾バレー特区」新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候 年間の平均気温は大町市 <u>10.5</u>度、安曇野市 <u>12.3</u>度、池田町 <u>10.7</u>度で、年間降水量は大町市 <u>1,414.5</u>mm、安曇野市 <u>1,219.5</u>mm、池田町 <u>1,073</u>mm (平成 <u>28</u>年) となっている。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 産業 国勢調査に基づく平成 27 年現在の就業人口は、大町市 14,018 人、安曇野市 48,503 人、池田町 4,813 人で 10 年前と比較して大町市は 2,637 人 <u>減少</u>、安曇野市は 898 人減少、池田町は 715 人増加となっており、産業別の構成比は第 1 次産業が大町市 8.76%、安曇野市 8.7%、池田町 9.2%、第 2 次産業が大町市 28.2%、安曇野市 27.9%、池田町 28.5%、第 3 次産業が大町市 60.7%、安曇野市 60.9%、池田町 61.7%である。 (略) 大町市の観光客数は平成 6 年の約 440 万人をピークに減少傾向が続き、平成 <u>30</u>年には年間約 <u>284</u>万人となっているが、近年では黒部ダム・立山黒部アルペンルートや大町温泉郷などに、台湾を中心とした東南アジアからの訪日外国人旅行者が増加しているなど、新たな観光ニーズへの対応が必要となっていることからワインなどの特産品づくりをはじめ、当地域で消費を促進する仕組みを構築し地域の活性化を図る。 (略)</p>	<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候 年間の平均気温は大町市 <u>10.1</u>度、安曇野市 <u>11.4</u>度、池田町 <u>10.6</u>度で、年間降水量は大町市 <u>1,472</u>mm、安曇野市 <u>1,132.5</u>mm、池田町 <u>1,080</u>mm (平成 <u>27</u>年) となっている。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 産業 国勢調査に基づく平成 27 年現在の就業人口は、大町市 14,018 人、安曇野市 48,503 人、池田町 4,813 人で 10 年前と比較して大町市は 2,637 人 <u>増加</u>、安曇野市は 898 人減少、池田町は 715 人増加となっており、産業別の構成比は第 1 次産業が大町市 8.76%、安曇野市 8.7%、池田町 9.2%、第 2 次産業が大町市 28.2%、安曇野市 27.9%、池田町 28.5%、第 3 次産業が大町市 60.7%、安曇野市 60.9%、池田町 61.7%である。 (略) 大町市の観光客数は平成 6 年の約 440 万人をピークに減少傾向が続き、平成 <u>26</u>年には年間約 <u>275</u>万人となっているが、近年では黒部ダム・立山黒部アルペンルートや大町温泉郷などに、台湾を中心とした東南アジアからの訪日外国人旅行者が増加しているなど、新たな観光ニーズへの対応が必要となっていることからワインなどの特産品づくりをはじめ、当地域で消費を促進する仕組みを構築し地域の活性化を図る。 (略)</p>

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

大町市では、平成4年から個人の農家で組織する『大町ワインぶどう生産組合』により安曇野市のワイナリーにぶどうの出荷をしていたが、平成28年7月にワイン製造を行うワイナリーが1社開業した。これを契機に、農業者自らによるワイン等の生産活動を目指す地域振興の取組みが始まり、令和2年には特産品であるリンゴを活用した醸造所が1社醸造を開始するとともに、平成30年の第44回構造改革特別区域認定後、同制度を活用し令和元年にワイナリー1社、醸造場が1社開業している。

安曇野市では、耕作放棄地等を活用したワイン用ぶどうの生産拡大が行われており、平成30年にワイン用ブドウ栽培農家により同制度を活用したワイナリーが1社開業された。

令和2年には、池田町でも同様にワイナリーが1社開業しており、ワイン製造を行う取組みへの機運が高まっている。

また、本区域のぶどう栽培農家により「北アルプスワインぶどう研究会」が設立されており、ワイン用ぶどうの栽培及び普及とワインの醸造、販売についての調査研究が行われている。広域で構造改革特別区域に認定されることにより、情報共有や連携さらには、特区内で生産された農産物の共有が可能になることで、ワイナリーを開設しワイン製造を行う取組みへの賛同者がさらに増えることが見込まれることから、ワイナリー経営に向けた支援が必要となっている。

5～6 (略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
(略)

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

大町市では、平成4年から個人の農家で組織する『大町ワインぶどう生産組合』により安曇野市のワイナリーにぶどうの出荷をしていたが、平成28年7月にはワイン製造を行うワイナリーが1社開業した。これを契機に、農業者自らによるワイン等の生産活動を目指す地域振興の取組みが始まった。

安曇野市では、耕作放棄地等を活用したワイン用ぶどうの生産拡大が行われており、農業者の中では、ワイナリーを開設しワイン製造を行う取組みへの機運が高まっている。

また、平成28年、池田町のワイン用ぶどう栽培農家を中心に、大町市や安曇野市のぶどう栽培農家も加わり「北アルプスワインぶどう研究会」が設立され、池田町におけるワイナリー構想実現のためワイン用ぶどう栽培、普及とワインの醸造、販売についての調査研究を行っている。

「北アルプスワインぶどう研究会」は、三市町の住民が主体で構成されており、安曇野市と池田町の市町境に圃場があるなど広域での耕作放棄地等を活用したワイン用ぶどうの生産拡大が行われていることから、圃場面積の多い池田町に対し、同研究会や大町市、安曇野市担当者から広域特区申請に向けて協議が重ねられてきた。広域での申請をすることにより、情報共有や連携さらには、特区内で生産されたぶどうの共有が可能になることもあり、ワイナリーを開設しワイン製造を行う取組みへの機運が高まっている。

このように本区域では機運が高まっており、賛同者がさらに増えることが見込まれることから、ワイナリー経営に向けた支援が必要となっている。

5～6 (略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
(略)

(1) (略)

(2) 地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

このことにより、農家の経営の多角化や規模拡大、農地の有効利用が進み農業経営の安定化、担い手確保や後継者不足の解消にも寄与することが期待できる。

果樹等の永年性作物の栽培は、農地の有効利用による荒廃農地の解消だけでなく、景観形成の向上や土地の保全にも寄与し、観光面にも大きな効果が得られる。

また、有害鳥獣の被害を受けやすい山裾や日照不良・凍霜害多発農地でも栽培可能な「カシス・ラズベリー」等を原料とし、果実酒やリキュールを製造することでそれら農産物の栽培を促進し、不良耕作地の有効活用が期待できる。

(3) ~ (5) (略)

【特定農業者による特定酒類の製造に関する実績及び目標】

区 分	令和2年度 (実績)	令和5年度	令和7年度
特定酒類製造事業者数	1件	1件	1件
特定酒類製造数量	0.06 kl	0.1 kl	0.1 kl

【特産酒類の製造に関する実績及び目標】

区 分	令和2年度 (実績)	令和5年度	令和7年度
特産酒類製造事業者数	3件	5件	5件
特産果実酒製造数量	14.3 kl	20 kl	23 kl
特産リキュール製造数量	0 kl	1 kl	1.5 kl

(1) (略)

(2) 地域農業の振興

ワイン用ぶどうの栽培は、生食用ぶどうと比較して、省力化及び低コストで栽培できることから、ワイナリーの開設により、ワイン用ぶどうの栽培普及が進むものと考えられる。

このことにより、農家の経営の多角化や規模拡大、農地の有効利用が進み農業経営の安定化、担い手確保や後継者不足の解消にも寄与することが期待できる。

果樹等の永年性作物の栽培は、農地の有効利用による荒廃農地の解消だけでなく、景観形成の向上や土地の保全にも寄与し、観光面にも大きな効果が得られる。

(3) ~ (5) (略)

【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

区 分	平成29年度	平成30年度	平成33年度
特定酒類製造事業者数	0件	1件	2件
特定酒類製造数量	0 kl	0.07 kl	0.1 kl

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成29年度	平成31年度	平成33年度
特産酒類製造事業者数	0件	2件	3件
特産果実酒製造数量	0 kl	4 kl	4.5 kl
特産リキュール製造数量	0 kl	0 kl	1 kl

<p>8 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 (710、711) 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又は <u>同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ・カシス・ラズベリー・クワノミ・洋ナシ・さくらんぼ・あんず・カリン・マルメロ・いちご・エルダーフラワー・はちみつ・黒豆・ホップ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールを製造しようとする者</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1)～(3) (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 (710、711) 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・<u>クリ(リキュールの原料とする場合に限る。)</u>又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1)～(3) (略)</p>
---	--

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は 同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ・カシス・ラズベリー・クワノミ・洋ナシ・さくらんぼ・あんず・カリン・マルメロ・いちご・エルダーフラワー・はちみつ・黒豆・ホップ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町によりそれぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は 同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ・カシス・ラズベリー・クワノミ・洋ナシ・さくらんぼ・あんず・カリン・マルメロ・いちご・エルダーフラワー・はちみつ・黒豆・ホップ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

(略)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ（リキュールの原料とする場合に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は リキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の市町によりそれぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・もも・ブルーベリー・プルーン・梅・クリ（リキュールの原料とする場合に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

(略)